

多様な他者との関わりの方会の創出事業(拡充)

実施内容

他者との関わりの中で、非認知能力の向上など、子供の健やかな成長が図られるよう、保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所等で児童を定期的に預かる仕組を創出する。併せて、支援が必要な家庭を新たなサービスにつなぎ、継続的に支援する。

令和6年度の方組

項目	内容 (下線が前年度からの変更点)
対象児童	保育所等の利用がない0-2歳児(原則) ※ 一定程度継続的に保育所等を利用すること
実施主体	区市町村又は区市町村が適切と認めた者
実施場所	幼稚園・認可保育所・認定こども園・認証保育所・小規模保育事業・事業所内保育事業 等の多様な場所
設備及び人員基準	設備基準：一時預かり事業と同様の基準 人員基準：①職員数：一時預かり事業と同様の基準 ②有資格者の割合：6割以上
利用料の上限額	日額2,200円 月額44,000円を上限 (日額制の場合は1日8時間、月額制の場合は1月160時間利用の場合の上限額。それを超える場合は、1時間あたり275円が上限額。) (例)1日11時間利用する場合の利用料の上限額は、3,025円。(基本分2,200円+延長825円)
補助内容	<p>① 運営費 (年間受入日数に応じた補助基準額) 1施設当たり年額 ア 104日以下の場合 7,968千円 イ 105日~208日の場合 12,398千円 ウ 209日以上の場合 14,596千円</p> <p>② 開設準備経費 事業実施に必要な改修費、備品購入経費等 1施設当たり 4,000千円</p> <p>③ 利用者負担軽減 (上限額) 生活保護世帯：日額3,000円 住民税非課税世帯：日額2,400円 年収360万円未満世帯：日額2,100円</p> <p>④ 要支援家庭等対応強化加算 ア 保育所等における預かり 1施設当たり年額742千円 及び 実費負担額 イ 連携調整員の配置 1区市町村当たり年額2,333千円</p> <p>⑤ 多子世帯負担軽減 第2子以降の利用料を無償化</p> <p>⑥ 障害児等の受入れ支援 ※ 保育力強化事業の対象事業に追加 (再掲) 障害児保育、アレルギー児保育及び外国人児童受入れを支援</p> <p>⑦ 医療的ケア児の受入れ支援 ※ 医療的ケア児保育支援事業の対象事業に追加 (再掲) 看護師等の配置、研修の受講支援、ガイドラインの策定など、医療的ケア児の受入れを支援</p>
負担割合	都：10/10